

除排雪作業にご協力をお願いします



地図太枠内区域（一部地図範囲外があるため下表参照）はA業者で、その他区域はB業者による除雪となります。

委託業者名		委託範囲
A	旭実興業(株)和寒支店 字三笠 TEL32-2338	恵みヶ丘自治会、道々和寒幌加内線から南側（中和自治会、松岡・北原自治会、三和・菊野自治会の一部）三笠南自治会、西和福原自治会
B	(株)コンドール興産 字東丘 TEL32-2011	大通自治会、仲町自治会、西町自治会、若草自治会、かたくり自治会、道々和寒幌加内線の北側（東山自治会、松岡・北原自治会、三和・菊野自治会の一部）

※除排雪については建設課（TEL32-2421）または委託業者までお問合せください。

町道（154.2km）の除雪が11月から始まっております。

作業を迅速かつ円滑に進め、また、経費節減のためにも、下記について町民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

早朝の除雪作業にご理解を
朝の通勤、通学時までには除雪が終了するために、早朝から作業を行いますので、騒音振動などでご迷惑をお掛けすることもあります。ご理解をお願いします。

車道や交差点への雪捨てはやめましょう

除雪した道路に雪を出すことで、わだちが出来たり、道幅が狭くなるなど通行の障害になったり、交通事故の原因にもなります。敷地内で処理するか雪捨て場をご利用ください。

河川への雪捨ては
春先は大変危険です。

特に、市街地区の小河川については融雪時に流水の妨げになったり、子どもが入りこむと事故につながる危険性があるため、河川への投雪はやめましょう。

路上駐車は絶対やめよう

路上に放置された1台の車のために除雪車が前に進めなくなることがあります。除雪が後回しになったり、引き返すことになるなど、町内全体の迷惑になります。

玄関先の雪処理は各家庭で

除雪車が通った後、玄関先の雪を何とかして欲しいという声をお聞きしています。町では広い地域の除雪作業を短時間で効率よく行わなければならないので各自で取り除くようお願いします。

ゴミは除雪の後に

各家庭から出されるゴミは、収集日当日の除雪の後に出してください。夜間や前日から出しますと、雪の下になったり、除雪と一緒に処理されて収集できなくなります。

雪捨て場案内

町の指定雪捨て場は、松岡4号の旧町営球場敷地です。奥の方から順に利用してください。また、ゴミが混入しないよう注意しましょう。

住民基本台帳閲覧状況の公表について

件数	1	2	3
閲覧申出者の氏名 (法人の場合、名称・代表者氏名)	株式会社 日経リサーチ 代表取締役社長 園本 雄司	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	自衛隊旭川地方協力本部 本部長 川原 光雄
委託を受けて閲覧を行っている場合の委託者	内閣府国民生活局長 西 達 男	内閣府政策統括官 参事官 濱 田 幸 夫	-
利用目的の概要	平成19年度国民生活選好度調査	高齢者の健康に関する意識調査	自衛官募集
閲覧の年月日	平成19年11月30日	平成20年2月1日	平成20年6月17日
閲覧に係る住民の範囲	字日ノ出地区	字三笠5番地	・平成2年4月2日～平成3年4月1日（男子・女子） ・平成5年4月2日～平成6年4月1日（男子）

の閲覧制度は廃止され、閲覧請求の制限が強化されました。また、市町村には閲覧状況を公表することが義務付けられていますので、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの閲覧状況を左のとおり公表します。

平成18年11月1日に住民基本台帳法の一部が改正され、個人情報の保護に十分留意した法律が施行されました。この改正により誰でも閲覧を請求できるというこれまで